

病院を受診するときに気をつけることは何ですか？

病院へは今までにかかった病気やけが、いつ頃からどのような変化があったかなどを、医師にわかりやすく伝えるため、具体的に記したメモ等を持参していくとよいでしょう。また医師から聞いた話もメモしておくともよいでしょう。本人が行きたがらない場合、かかりつけの医師がいれば、その医師に相談し、本人に働きかけてもらいます。あるいは、本人が信頼している上司や同僚、同居していない娘さんやお孫さんが勧めると、案外素直に聞くこともあります。



「健康診断」ということにして、認知症の診断ができる医師がいる病院を受診し、その延長として脳の検査に誘います。家族が心配しているからと、家族のために病院へ行ってほしいとお願いするのも1つの方法です。

本人が行きたがらないのは、認知症は治らない病気あるいは怖い病気と思って不安になっているためかもしれません。そのような気持ちを十分に受け止めて、受診を勧めましょう。



本人の気持ちを十分に受け止めて



就労継続支援事業所に行くのが大変になりました。介護サービスを使えますか？

事例紹介

症状の進行により就労継続支援事業所での作業が困難に…



Bさんは、**就労継続支援事業所**で週5日仕事をし、生き生きと過ごしていました。戸外の仕事が好きなBさんは、シルバー人材センターの協力を得て、近くの施設の木の剪定や草取りなどの屋外作業をするようになり、夏の暑い日

も汗だくで頑張っていました。しかし、1年を過ぎるころから、屋外作業が負担となり、体調不良のため欠勤や作業中休憩することが増えてきました。次第に、何をするにも時間がかかり、手順がわからなくなり、3年目に入るところには、**意欲の低下**がみられるようになりました。欠勤が増え、週1～2日の利用となり、作業が本人にとってストレスになっている様子から、家族やスタッフ、ソーシャルワーカーとの話し合いで、要介護認定を申請し、**デイサービス**の利用を始めました。



認知症は進行する疾患なので、本人の能力を見極め、本人のペースに合わせた支援が大切です。家族、事業所の職員、医療機関のソーシャルワーカー、主治医など多職種の連携が重要です。



介護保険

認知症の場合、65歳未満でも40歳以上であれば、介護保険のサービスが利用できます。若年性認知症の人が最も多く利用しているのが、デイサービスやデイケアです。

デイサービス、デイケア

もともと高齢者を対象としたサービスであるため、若年の人を受け入れるところは多くありませんでしたが、最近は徐々に増えてきています。

若年性認知症の人は体力があり、また高齢者とは価値観が違うことが多いので、高齢者向けのデイサービスやデイケアのプログラムでは、満足できない場合もあります。

今までの仕事内容や環境によって、その人に向いているプログラムと、そうでないものがあります。



病院で処方された認知症の 治療薬について教えてください。

アルツハイマー型認知症に対しては、アセチルコリン伝達を改善する薬剤、塩酸ドネペジル（アリセプト）が使われます。また、平成26年秋からは、レビー小体型認知症に対しても処方できるようになりました。

これは病気の進行を緩やかにするものであり、根本的な治療ではありません。

平成23年春からは、アリセプトに加えて、3種類のアルツハイマー型認知症治療薬が病院で処方できるようになりました。リバスチグミンとガランタミンはアリセプトと同様、アセチルコリン伝達を改善する薬剤ですが、リバスチグミンは貼付剤なので、吐き気や下痢などが少なく、ガランタミンは、アリセプトとは別の作用も持っており、アリセプトが効かない人にも有効とされます。

一方、メマンチンはこれらとは作用が異なり、アリセプトとの併用も可能です。

認知症の治療薬の一覧表

商品名	アリセプト	レミニール	リバスタッチ イクセロン	メマリー
一般名	ドネペジル	ガランタミン	リバスチグミン	メマンチン
薬効	認知症の中核症状の進行を遅らせる			
	抑うつや無関心にも効果	神経伝達物質の分泌を促進	貼付薬のため、使用しやすい ※服用法が正しく守られていること	興奮や攻撃性に効果
主な副作用	消化器症状(悪心、下痢)		皮膚症状	めまい、頭痛
適応	軽度～高度	軽度・中等度		中等度・高度
剤型	錠剤、OD錠、細粒、ゼリー錠	錠剤、OD錠、液剤	貼付薬	錠剤

*OD錠:水なしでも飲めるように、口の中で溶けるようになっている剤型

ドネペジル(錠剤)

3mg 5mg 10mg

ドネペジル(OD錠)

3mg 5mg 10mg

ガランタミン(錠剤)

4mg 8mg 12mg

ガランタミン(OD錠)

4mg 8mg 12mg

リバスチグミン(外用薬・パッチ剤)

4.5mg 9mg 13.5mg 18mg

メマンチン(錠剤)

5mg 10mg 20mg

*同じ治療薬でも有効成分の含有量によって、色や形が異なります。

介護保険制度

介護保険制度では、介護サービスを利用したときは、
かかった費用の原則1割を自己負担します。
サービスを利用できるのは一般的には65歳からですが、
認知症と診断された場合は、**40歳**から利用できます。
現行では、39歳以下の人は対象とはなりません。

介護保険のサービス

自宅で介護している場合に利用できる介護保険のサービスには以下のようなものがあります。
この他に、施設で暮らしながら受ける介護サービスもあります。

自宅で受けるサービス

- ホームヘルプサービス(訪問介護)**
ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。
- 訪問看護**
医師の指示のもと、看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話などをします。

施設に通って受けるサービス

- デイサービス(通所介護)**
デイサービスセンターなどの施設で、日常生活に必要なお世話をします(日帰り)。
- デイケア(通所リハビリテーション)**
介護老人保健施設などで、理学療法士や作業療法士がリハビリテーションを行います(日帰り)。

施設に短期間入所して受けるサービス

- ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)**
短期間、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所して、日常生活の介護やリハビリなどを受けます。

施設に入所して受けるサービス

- 介護老人保健施設**
- 特別養護老人ホーム**
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**

申請からサービスを利用するまでの流れ

介護保険は、市町村がどの程度の介護が必要かを認定し、
必要度が高い人ほど
たくさんのサービスを利用できるしくみです。

1 認定申請

▶ご本人またはご家族(地域包括支援センターなどによる代行も可能)が、住民票のある市町村の担当窓口にて要介護認定の申請をします。

2 訪問調査・主治医意見書

▶調査員が家庭を訪問して、ご本人の自立の度合いや心身の状態などを調査します。
また、市町村は医師に、心身の障害の原因である病気などに関して、意見書の記入を依頼します。

3 審査・判定

▶保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の審査を経て、要介護度(介護の必要性に応じた区分)が認定されます。

4 通知

▶申請から原則として30日以内に、認定結果がご本人に通知されます。要支援1～2、要介護1～5と認定された人がサービスを利用できます。

5 サービス計画(ケアプラン)の作成

▶ご本人やそのご家族は、ご本人の心身の状況や生活環境に応じて、サービスの種類や内容を相談し、ケアプランを決めます。要介護の場合は介護支援専門員(ケアマネジャー)に、要支援の場合は地域包括支援センターに作成を依頼できます。

6 サービスの利用開始

▶ケアプランに基づいて、自宅や施設でサービスを利用します。要介護の認定は一定期間ごとに見直されます。また期間の途中でも、心身の状況が変化した場合は、認定の変更を申請できます。



成年後見制度

認知症など、判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度です。財産管理や契約等の支援をします。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度には、本人の判断能力の程度により、下記の3つに分類されます。**(法定後見制度)**

- ①後見…本人の判断能力がまったくない場合
- ②保佐…判断能力が著しく不十分の場合
- ③補助…判断能力が不十分の場合

成年後見人の仕事

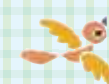
本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、介護サービスなど必要な契約を結び、本人を保護・支援します。最も適任と考えられる人を家庭裁判所が選び、後見人は支援した内容を定期的に家庭裁判所に報告します。

法定後見制度の手続き

- ① ▶「法定後見人」申し立て窓口は、お住まいの地域の家庭裁判所です。
- ② ▶「申立書」に加えて、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、医師の診断書等の書類が必要です。
- ③ ▶ 申し立てから審判まで約4か月くらいかかり、費用は戸籍謄本発行手数料や印紙代など(15,000円)と鑑定が必要な場合は、鑑定料(5～10万円)がかかります。

「法定後見制度」とは別に、今は大丈夫だが、将来判断能力が不十分になった場合に備えて指定しておく制度が「任意後見制度」です。任意後見制度は、委任契約による「公正証書」の作成費用(15,000円くらい)と、任意後見監督人への報酬が必要です。

☞相談窓口：地域包括支援センター、社会福祉協議会、権利擁護センター、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会、家庭裁判所など



相談窓口

☞ 専門の医師に相談したいとき

専門の医師がいる病院や「もの忘れ外来」がある施設を知りたい場合は、公的機関では次のところに電話してお聞きください。

- ▶ お住まいの都道府県の高齢者福祉相談窓口、保健所、精神保健福祉センター、認知症疾患医療センター
- ▶ お住まいの市町村の高齢者福祉相談窓口、保健センター

☞ 若年性認知症に関して相談したいとき

▶ 若年性認知症支援コーディネーター

*若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症の人やその家族を支援するために若年性認知症の人の自立支援に関わる関係機関やサービス担当者との「調整役」として、必要に応じて職場や福祉サービス事業所等と連携し、就労継続や居場所づくりに働きかけるなど、若年性認知症の人が自分らしい生活を維持できるよう、総合的なコーディネートを行います。

*各都道府県においては、若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、そこに若年性認知症支援コーディネーターを配置しています(指定都市でも配置しているところがあります)。

※全国の「若年性認知症に関する相談窓口」については、若年性認知症コールセンターホームページ(P49参照)に掲載しています。



▶ 若年性認知症コールセンター

〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目294番地
フリーコール(無料): 0800-100-2707
ご利用時間: 月曜日～土曜日(10:00～15:00) <https://y-ninchisyotel.net/>

▶ NPO法人 若年認知症サポートセンター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル御苑グリーンハイツ605
電話: 03-5919-4186
ファックス: 03-6380-5100 <http://www.jn-support.com/>

👉 介護全般について相談したいとき

お住まいの市区町村の介護保険の担当窓口で、お近くの次の機関を紹介してもらってください。

📍 地域包括支援センター

他にも、電話での相談を受けつける団体があります。

📍 公益社団法人 認知症の人と家族の会

電話相談専用：0120-294-456（月～金 10:00～15:00 祝日を除く）

※携帯・PHS：075-811-8418 <http://www.alzheimer.or.jp/>

📍 認知症110番（公益財団法人 認知症予防財団）

電話：0120-654-874（月・木 10:00～15:00）



ホー ム ペー ジ

📍 若年性認知症コールセンターホームページ

【<https://y-ninchisyotel.net/>】

若年性認知症に関する知識や情報を掲載しています。

📍 認知症介護情報ネットワーク(DCネット)

【<https://www.dcnet.gr.jp/>】

認知症介護研究・研修センターが運営するホームページで介護に関する様々な知識が得られます。

📍 WAM NET(ワムネット) 【<https://www.wam.go.jp/>】

全国の介護保険サービスを提供する事業者などを検索できます。



サ ー ビ ス 等 の 申 請 先

このハンドブックに出てきた制度のまとめと申請窓口です。

➤ 精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳	お住まいの市区町村の障害福祉担当課
➤ 自立支援医療	お住まいの市区町村の障害福祉担当課
➤ 傷病手当金	職場の人事部など 協会けんぽ
➤ 障害年金	お住まいの市区町村の年金相談窓口(国民年金) 年金事務所・共済組合(厚生年金)
➤ 特別障害者手当	お住まいの市区町村の障害福祉担当課 精神または身体に著しく重度の障害がある在宅の 20歳以上の方が対象です。日常生活に常時特別の 介護が必要な方に支給されます。
➤ 雇用保険	ハローワーク
➤ 健康保険	職場の総務部など 市区町村の保健担当窓口
➤ 生命保険、住宅ローン	生命保険会社、金融機関の担当課
➤ 介護保険	お住まいの市区町村の介護保険担当課
➤ 障害福祉サービス	お住まいの市区町村の障害福祉担当課
➤ 成年後見制度	家庭裁判所





若年性認知症 ハンドブック

■ 編集 社会福祉法人 仁至会
認知症介護研究・研修大府センター
〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目294番地
TEL: 0562-44-5551 FAX: 0562-44-5831
ホームページ: <https://www.dcnnet.gr.jp/>

■ 印刷 株式会社 一誠社
〒466-0025 名古屋市昭和区下構町二丁目22番地

■ 発行 令和2年9月(改訂4版)